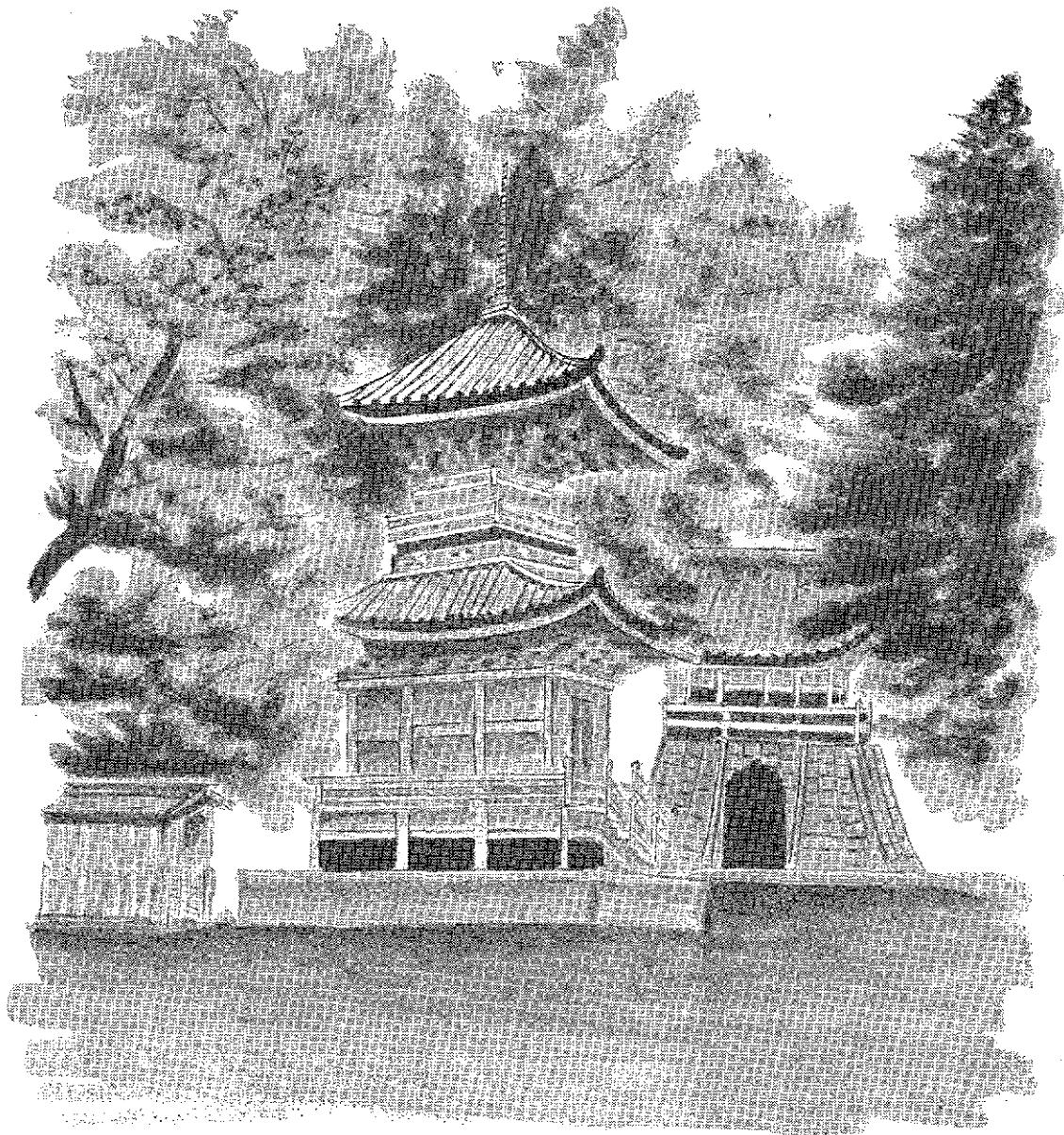


新潟県 公民館月報

昭和52年9月号

発行所 新潟県公民館連合会
【新潟市一番堀通町・県教育庁社会教育課内】
【電話・(新潟) 24 6111 内線 326】 【振替新潟
4094】
発行人 会長 石井耕一
編集人 事務局長 本田清
【定価1部 70円 年・年産 840円】

きたる十月十二・三日は全国公民館(新潟)大会です。



法華宗総本山成寺

三条市には見る

べきものが少ない。

文化財にして、風

物にしろ数えるほ

どしかない。しか

しその中でも案内で

見るものといえば

本成寺でしょう。

本成寺は、今を去る

六百八十余年

前、

法華宗総本山本

成寺人が創建せれ

らました。上人は永仁五年

白牛に聖經を馱して故国布

教のために三条に至ったと

き、白牛は膝を屈して動か

なくなつたばかりでなく、

その傍から清水が湧き出て、

そこに青蓮華が生じたとい

うことです。上人は深く感

激せられ、ここに庵室を設

けて布教の基地と定めまし

た。

本成寺には天下三双と称せられる小束宗舟の屏風を始めとし数百点の宝物があります。

また伽藍は全国に稀に見る七堂大伽藍の美を有し、聖域内にある塔頭十箇寺と共に刮目するものがあります。行事も多々あります。が、二月三日の節分行事、鬼払い豆まきは全国的に珍らしいものです。

絵と文——二三市中央
公民館長 木村 猛介

関公連(静岡)大会から

大会決議

公民館が生涯教育の中心施設として、社会に貢献していくためには、いま一番大切なものとして人間性の回復と新しい連帯感を培うことである。

合理性と経済性ばかりが追求されつつある現代、地球上の資源不足と人口増加の問題を踏まえて、自然のなかに「心」を見出そうとして、それを愛し、物のなかに「心」を見出そうとする、嘗みをたすけることが公民館の今日的役割である。

公民館草創のころの「一偶を照らすもの」としての「コミュニティ」づくりと、「一灯を掲げるもの」としての「生涯教育の態勢づくり」をいまこそ高くかざして推進するときにある。

第18回、関東甲信越静公民館大会は、これら認識を新たにし、いまわれらなにをなすべきか、を探求し、そのために次のことを要望し大会決議とする。

記

1. 社会教育法を改正し、公民館を義務設置とし、公民館職員の身分資格を明確にするとともに、常勤専任の公民館主事を必置制とすること。
2. 公民館職員の研修制度を確立し、その参加を促進すること。
3. 公民館施設費補助100億円を絶対確保すること。
4. 公民館における生涯教育事業促進費を増額すること。

昭和52年9月2日

第18回関東甲信越静公民館大会



意気盛ん市町村長部会



庄巻・市町村長分科会

教育長も教育される

さる九月一・二日の両日、第18回市町村長分科会が、八回開催甲信越静公民館大会が、静岡県伊東市立西小学校、ホテル大富荘、伊東園ホテルで開催された。参加者は十一都県約四百余名。本県からは石井会長以下十四名が参加。研究主題「生涯学習の構築づくりと新しいコミュニティづくりのため」、公民館部門職員の役割「機能はどうあるべきか」について、それぞれ四部会、九分科会に分かれて討議に加わった。ことしの行政政策会場は「市

いコミニティ、いつもの役割」についての公民館への提言が、参考した市町村長による論議された。

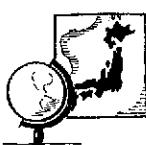
そのなかで焼津市・般若寺二重長は、焼津市の概要を紹介「焼津市では将来焼津市を賣買ってたつよ

うな若い人材を館長に配置づけ、バーバリヤっても立ってらる」といふような内容とか。

岐阜県川島町・尾関正嗣町長の

「公民館活動は一般財政のサイドでは将来焼津市を賣買ってたつよ」といふ。」などどうよだのもしい内容で、助言者の立場が参加して、いた。本会の石井会長(豊栄市長)も「現在では、まだ公民館に

討議、全体会(抜きで分科会ごとに別稿のよう)の大会议を採択して開会した。



みんなの力で成功させよう
全国公民館(新潟)大会は目の前です

見られてくるが、その輪は大きく広がると思うし、そういう方向で努力していくたい」と語っていた。

同分科会に参加していた教育長に対し、司会者がさかたに発言をながしたが、結局は市長・町

長連が一方的で、教育長は教育される立場になっていた。

夕食は全参加者が一堂に会しての銀鏡パーティとなり、酒類の各県などの余興がくりかえられた。

第一日も、ひまわり分科会は公民館であり、私は公民館長である。

地域住民のニードが何であるかをちゃんと知っているのがいいをしているもう一つの風潮がある

が、わが町では行政も公民館も一

体である。地域住民のニードが何

あるかをちゃんと知っているの

であるから、ちゃんと

接連が一方的で、教育長は

教育される立場になっていた。

公民館創立の先達

(2)

寺中作雄氏の講演要旨から

をもたせた、ということは言えるんじゃないかと思います。

<公民館の財政>

次に予算の話になりますけれど、公民館の構想は出たけれど、公民館の要綱のなかにも書いておりますように、公民館の経費は、誰がもつか、地方にも何もないわけですから、自主的な住民の力で、盛りあげるんだ、だからお金の関係も、皆んな地方の力で、自主的な運営をやるんでなくては、意味がないんだということをしきりに強調したわけでも。青年達は、我々の力で、我々の努力で、公民館を打ちたてるんだ、という涙ぐましい様な運動や、活動がありまして、例えば、北海道のある村で、青年が北海道の花を買って、地方に売りに行って、公民館建設の基礎にしよう、というような運動もございました。昭和21年に、公民館を発表したわけですが、早速その年から、予算の接渉がはじまりまして、そしてただ何んにも予算がなくて、気持としては、自主的に立ちあがれといってますが、何がしかの政府の予算が、いわゆる補助金の予算がなければ、これはやれといつてもやり様がないわけで、大いに予算接渉に私も努力した由けであります。しかし、何んといっても、非常に広漠たる公民館の構想で、何しろ焼けただれ日本に何もないという時期に予算を要求する声は強い、従来の実績のない様な予算は一切認められない、大蔵省も認めてくれるという意向は全然ありませんでした。その時に、各地方で青年団の団誌をつくっておりまして、その中に「我々の郷土の建設は公民館の建設から」というようなことを、書いてある雑誌がありますが、それをとりあげて大蔵省の主計官のところにもっていき、こういうふうに地方では、公民館の普及がすすんでいる、盛んである。こういう状況であるから、少し考へてもらいたい、と接渉の道具に使ったこともあります。ちょうど、昭和21年の11月に新憲法が出て、昭和22年5月に施行されるという時期に、公民館がはじまったわけですから、この新憲法の普及をするということが、国の重大な仕事であり、この憲法普及の仕事は、一体誰がやるのかといえば、青年層ではないか、従来の人はもう頭が古い、とにかく生き生きした、新鮮な勢力によって、新憲法の普及をするのだ、その第一着手は、地方の公民館の建設にはじまるのだ、という意味で、公民館の仕事は、新憲法の普及が中心だ、ということをこじつけまして、青年団にその仕事をやらせる、ということで第1回の公民館の補助金を確保したわけであります。確か300万円か500万円だったと思いますが、もっとも今の金額と違いますから、大した金であったかどうか判りませんが、とにかくその位の予算を、新憲法の普及とひっかけて、公民館の予算をとったということは、いわば非常な成功であったといえます。

しかしそんなことで、満足するわけにもいかないし、またそんなことでは、公民館の発展もとうてい望めないし、毎年毎年努力を続けてまして、今日は50億円になっておりますし、政府が補助し、府県でも補助する、ということになりました。それで公民館の充実発展のために、どうしてもこれを法制化しなければならないということが出て来たわけであります。

<公民館の法制化>

公民館の法制化は、昭和24年の5月であった、と思いますが、何しろ文部省のいろいろな規程、学校の関係や、その小学校令、中学校令といった、その他のものにしても、いわゆる衆議院を通過した、一般的の国会の了承をえた法律ではなかったわけであります。皆、勅令の形で出ておりまして、文部省はほとんど法律と関係ない、いわゆる国民の利害と直接関係あるものは法律で行なわなければならないわけですが、学校令は上からの天下りの制度であるというような考え方で、全然国会の関係がなかったわけです。ですから、新たに学校教育法とか、その他の法律をつくるなければならない、事情にありました。社会教育というの、これはむしろ法律のワクをはづした、いわゆる自由闊達に、融通無下に動かすものであるから、法律というもので社会教育というものをしばるということは見当違いではないか、という意見も相当あつたと思います。私自身も、社会教育について、果たして有効な法律がつくれるであろうか、ということを非常に疑問にも思った点もございます。しかし、文部省の仕事が全て法律を基礎にして、打ちたてられていくという時期に、社会教育は自由な行政であつてこれはほおっておく方が良いんだ、ということでおいけば、いっこうに予算も來ないし、その事業の発展を望めない。つまり社会教育の自由を確保するためには自由を拒むものに対する、拘束を打ちたてることによつて、社会教育の発展をはかるのだ、という意味で社会教育に法律を基礎づける必要があるということを感じました。その意味で、昭和23年の秋ごろから法案の研究をはじめました。その時に、教育刷新委員会が出来ていましたが、その委員会の第7特別委員会というのが、社会教育部門で、東大の戸田先生が委員長でやってもらいましたが、そこで戦後の社会教育の刷新、確立という意味で、公民館というものを、大いに発展させていかなければならないという決議をしてもらつたわけで、それを基礎に、法律をつくろう、ということになつたわけであります。その案を、30回か40回位書き直して、昭和23年の国会がのびて、昭和24年の春になつたのですが、法案を出すことになりました。社会教育法の中に、公民館という章を設けて入れたわけです。社会教育法の中核は、公民館を中心にするということになつたわけで、事実この法律の中味は、公民館のところが、多少内容のあるだけで、他は大したものではない。他は社会教育関係団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用、通信教育の六つの章になつたわけであります。しかし、この法案を国会で通過させるのも、なかなか骨であったわけで、新しい憲法による新しい国会、が成立して全て新しくなるわけでありますが、社会教育というような、非常にかわった分野における法律、これがどう言う形でできるのか、そんなものは必要なのか、必要でないのか、議論をよんだと思います。社会教育の関係では、万場一致でこれはすばらしいから法制化しなければいけない、といつてくれる人はないんです。その為社会教育関係の法律は、いくつかつくりましたが、いつも社会教育の関係は半分が賛成で、半分が反対です。ことに国会というところは、与党は賛成、野党は反対する、というのは判りますが、与党の中にも反対があるし、野党の中にも賛成がある、という状況であります。

公民館創立のころ

<社会教育のあり方>

社会教育のあり方の問題ですが、さっきも申しましたように、文部省の行政の中には、社会教育はほとんど仕事らしい仕事をしていないと思いますが、地方に社会教育主事という人がいて、形式的には社会教育委員があつて、そしてそれぞれ村の顔役の人を委員にして、青年の指導をやる、青年団の指導の中心になる人は、社会教育主事がある。青年団の教育が中心であったわけですが、これは大してお金もかからなく、むしろ根拠がなく、人にたよる教育であって、社会教育主事の有能なところは、青年教育も徹底する、その人が居なくなれば駄目になる。社会教育委員も、ただ顔だけ伸ばす人が、社会教育委員となって名刺をひけらかして歩く、ということでは意味がないわけで、私は人、と同時に施設、そして事業、といふこの3つのものが本当に確立しなければならないということを感じたわけで、先ず施設をつくる。そして施設の事業をつくる。その事業をやる人をもつ、この3つのことを終戦で敗れたこの機会に日本の社会教育を復興するためにやらなければならない、ということを痛切に感じました。それも敗れた現状では、立派な施設をつくるということはやり様がないので、既存施設でよいから、小学校の跡を借りるのでもよい、役場の跡でもよいので何か一つ施設を手に入れて、そこを中心いろいろな事業を考える。社会教育の仕事ですから、先ず公民教育の中心になるような講座をおく、それから産業の教育、或は厚生省の関係の教育、それと同時に文化の普及、教養の普及、我々の趣味とか、娯楽とか、にも関係した、明るい気持の良い、事業をどんどん発展させる。教育といえば、むづかしい説教ばかりされるのはかなわない。という気持がありますから、いわゆる娯楽、文化に関する、いろいろな講座、会合をもつ、という総合的な施設として、公民館をつくりたい、ということを感じたわけで、そのような考え方があつくなって、公民館の構想が浮かんで来て、昭和21年の新年号に発表したわけである。そういう意味では、文部省で從来扱う社会教育の考え方と非常に違っていて、或る程度親しみやすい、或る意味のミルクをもった構想であったかと、自分で思うわけであります。それが昭和21年の7月に通達となって出たわけであります。この通達を出すについては、当時は全ての行政権を進駐軍がもっていたわけで、いわゆるG.H.Q.に、それぞれの担当官が来ていて、アメリカのまだ若い青年のネルソンが来ました。この人は當時25,6才であったが、アメリカのカンサス大学の博士課程の教育学部の学生であった。背の高い美男子で、私はそこによく行って、いろいろ話を聞いたり、指示をうけて、それをやらざるを得ないので、何一つ指示を受けないでやれることはない。まあ一つ失敗話をいたしますと、そのネルソンさんが来る前は、教育部長のニーゼンさんしかいなかつたので、新憲法の普及ということで、ポスターをつくるということになつて、いろいろと文句を考えて、作ったのですが、文句ぐらいはこれで良いんだろうと思っていたが、その人により出されて、ひどくしかられまして、そういうものは全部G.H.Q.の認可を受けなければならぬ。今まで作ったポスターを、全部廃棄しなければならないといわれ今まで作ったポスターを全部回収して止めたこともあります。このような時代でありまして、その後新しくネルソンが来ました。それをネルソンに見せると、ネルソンは非常に喜び、感激しまして、これは良

いものができた、社会教育はこれでなければならない、といつて賞賛したのです。それで公民館は“Citizens Public Hall”という名前がありました。つまり「市民の公館」という意味であります。それを各市町村につくる、それを今申しあげたような内容の教育をやる、ということで内容のある構想だということで、喜ばれたわけであります。それが文部次官通達となって、地方に出ますと同時に、G.H.Q.からも、民政部に対して、それが出来て、日本の社会教育はこの方針でやるのだ、皆んなも大いに協力しろ、という指示が出たのだろうと思いますが、それでなかには民政部の強いところでは、中には干涉がましく、公民館長は誰がやれ、といった指示が出たようであったと聞いておりますが、公民館がアメリカの真似であろう、といわれたのはそういう事情もあったからであろうと思います。

その為に、私はアメリカに行きました、公民館に類する施設がアメリカにあるのだろうかと思って、見て回りましたが、1ヶ所だけ非常に公民館に似た施設で、その町村がやっておって、非常に充実した仕事をしているところがありました、いわゆる文化センターといふ名前で、日本の公民館の真似をしたのではないかと思うようなことがありました、ネルソンさんも公民館を非常に支持したわけでありますからその為アメリカに帰っても、教育学部の先生で、自分の社会教育の主要論文にも、大いに取り入れたといつておましたが、公民館党であったわけあります。

<公民館という名称>

公民館という名前は、どういうことでできたのか、社会教育館でもよいではないか、とかいろいろありました。これは私からいわせば、偶然に公民館という名前になったので、別に非常に考へてつけたわけではないのですが、自治の振興、それが日本建設の基礎になる、というような考え方から、先ず公民館の主体にしたいという意味から、公民館という名前をつけたわけですが、それが法律にも入って、今や公民館といえば、だれでも知っているし、私の友達が地方から出てきて、どこかの村の公民館に泊めてもらいました、という話も聞いて、公民館は別に宿屋ではないのですがそのように使われる公民館もあるし、誰れでもが、公民館というものを気持よく、了解してもらっているという意味では、おもしろい気持を持ちました。

公民館という名前で、昭和7年に出了本で、菅原亀五郎さんという人が「理想郷土の建設」というものを書いているのです。そのなかみは、公民館という名前で、いろいろ地方建設の理想形態を著述しているのですけれども、私はその菅原さんという人に会つたこともないし、本も読んでいないのですが、そういうものがあるということを聞きました。公民館の構想そのものは、私のかわった独自の構想というものではなく、いわばだれでも考えることである、といえるかも知れません。そういう意味では、非常に奇異に感じる独自のものでないのですが、何しろ地方の振興、産業を中心にして立ちあがる、という時期に、この公民館の構想が出たということは、非常にショックを与えたということになりますが、ことに地方の青半層に非常に受けいれられて、我々の郷土の振興は、公民館でゆくのだ、ということが合言葉になって、北海道の果てから、九州の果てまで、非常に青年運動に大きな力

能生町能生谷分館

恒例化した芸能祭

子どもからお年寄りまで参加



熱演する人たち

日本各地に古くから数々の芸能が伝わっており、それが民族あるくは民謡として今も私たちの生活にいながらを守ってきた。能生町にも古くから伝承されていく多くの芸能があり、それらが町民の生活といふところでも今もなおえていた。地域の愛好者たちと祭事の場えまた町民からは鑑賞・研究してもらひ、ヨーロッパ一つの一助になると毎年能生文化館主催で地区性を離れがおこなわれていて、今年は十回目を迎えることとなる。この芸能がはじめられたる

（略）

記録」のあれこれ、いろいろと呼んでいます。あなたもみてください。

度の方向がある程度きめられる。
なお当行政区の能生町民健康保存会の「越後縄舞」がまた十日浦和田でおこなわれる祭事でヨックモックの民俗芸能大會に眞代表として出演することになつており、地域の人々は人たちに与える影響も大きく、古に伝統芸能をもつて誇りとしてこれを受けついでいるとする人々が増えています。

卷之三十一

地区公民館

てまだ
館長・
のスタッ
ます。ま
た、五部落
ます。一
は、近じ
加治川、
かじごん

の地区
きや年年に
世話を、
フジ田舎
松連の地
で構成さ
がひかえ
す。

に著区四つ砂糖が、より代、こどもりありま

الله رب العالمين

人田の
そな粉代
した。に
のうじと
それより
よつて參

参加費
金を集
加人員は
やたと
こは抵

・ 餅米
・ 集める
えび町
机があ
のるこ
が少な
ました
はため



五言古詩二首

新発田市米倉地区公民館

月日甚だ忙しく、田舎の学校で教わる事も多かったが、やがて田舎の学校へ通うことが出来た。そこで、田舎の学校へ通うことを喜んでいた。しかし、田舎の学校へ通うことは、父の仕事のため、田舎へ引っ越すことになった。田舎へ引っ越すことは、父の仕事のため、田舎へ引っ越すことになった。田舎へ引っ越すことは、父の仕事のため、田舎へ引っ越すことになった。

円で大成功・親子レク

中で心配をかく
きながつたよう
での反省会の議
になれば案する
やすい、参加者
四人。龜子レク
の頭、スタッフ
・子供・親とも
たの連続。そこ
「楽しく顔を見
めめめ!」一同大

百円で大成功・親子レク

れで心の
ことがで
ます。(後
です。)
なんと二
終った後
もちろん
のはや
成の声。
館長が言
うのはや
るのをや
成の声。
民館み
館、そし
て頃
の公認認
米倉地区

中で心配をかくになればは棄する
なしがと、名前
きなかつたまう
での「反省会の談
話」による
個人、親子レク
トの顔、スタッフ
・子供・親とも
の運営。そこ
「樂しい顔を見
ぬむ」一回大
い出で作れる
んなの廣場の公
て地区住民一人
館であることを
張っています。
公民館です。

ても不安でした。テーマは「ダンス、手品、餅つき大会」。義だけではなく、婦人会の方の協力がなければとても一日十日の実行をめざして寒い夜何

度
一回あがお計畫をめぐる。一つ
私
一つ肌に感しながら、ふるやか
々々
公園館となるべく努力してしま
す。(新潟市米倉地区
公民館話題 小野耳三)

小千谷市公民館

上原町は小千谷市の最北端に位置し、世帯数一、四九〇人。人口六、五〇〇、町内数戸を有する。市長は東山重義、長岡市長は越路助堪。運営が難しくないといふのが現状の山頂から東方を望むと、蛇行する信濃川の流れ、東山重義、長岡の市街地を一望できる地でもあります。

その昔、職人町として栄えたといわれる上原町も、社会状勢の変化、生活環境の都市化から、勤め人の多い町へと変わってまいります。

遊山台・郷学諸先生の碑

都市化現象が進むにつれ、青年団・婦人会が組織されるようになり、市民活動を通じて、公会堂の運営が難しくなっていよいよ現実の姿である。上原公民館もその信濃川の流れ、東山重義、長岡の市街地を一望できる地でもあります。

ユニークな教育感謝祭

町民あげて遊山台につどう

一、日時 九月二十八日午後
二時

記

一、場所 仲使山遊山台広場

遊山台に眠る先生芳

酒井右内先生

朝陽館初代 在籍四年

寬政二年没

横井北蹊先生 在籍九年

朝陽館二代 寛政九年没

鶴川義園先生 在籍十年

朝陽館三代 文化十年没

鶴田東鑑先生 在籍十六年

朝陽館四代 文政十一年没

横井豊山先生 安政二年没

朝陽館五代 耕読堂初代

丸山昌蔵先生 在籍八年不明

郷学八代 耕読堂三代

郷学九代 耕読堂四代

郷学十代 耕読堂五代

郷学十一代 耕読堂六代

郷学十二代 耕読堂七代

郷学十三代 耕読堂八代

郷学十四代 耕読堂九代

祖先から引継れた教育の伝統を守るうとしているかがわからうと思います。

教育感謝祭は、市の有識者を始めとして、多数の町名位、片貝小・中学校の生徒の出席を得て盛大に意義深く開催されます。

小・中学生からは、郷土の歴史、各学年組好の機会と共に、学校では、生徒を引率し、折々遊山台を訪ね、教育の歴史に触れているところである。誰となく尊謹を清掃し、花を咲かせる姿は、町民の感謝の意がこもらっているのであります。

上原公民館としては、上原の伝統ある教育の灯を消すことなく、教育感謝祭を引き続きこころと共に、今も残る先生方の教えや、祖先に感謝する気持ち大切にして、新しい時代の教育を思考しながら、公民館活動を展開してゆきたいと思っています。

小屋で教鞭をとる老子教育先生の墓碑が仲使山の一角にあります。

丸山昌蔵先生 在籍十三年 明治元年
耕讀堂三代 上原小学校長 昭和六年没

あります。……
この度、諸先生方の道德を偲び、「第五回教育感謝祭」を開催いたします。多数の方々の御参加をお待ちしております。

案内文はみられませんが、上原の人達がいかに当時の先生方を想い、偲び、この地を大切にしておりました。

公民館の目的と理念

1. 公民館活動の基底は人間尊重精神の展開
2. 公民館活動の核心は生涯教育態勢の確立
3. 公民館活動の目標は住民自治能力の向上

「公民館のあるべき姿と今日的指標」より要約

あの頃のこと



よくも

飛んだものだ (3)

渡部一郎

マリの頃を知る高橋を次第にあげ

准尉)に次いで、著機(山下山處)

も離脱する。被弾らしく、無事不

時着を祈って、戦場を離脱す。

完全に戦場を脱して木筒の水存

成を喜びあう。

リバ飛行場に着陸、中隊長に状

況を喜びあう。

完全に敵機を撃墜したとその上

で、敵機を撃墜する。途中失候

十日

十八日

十九日

二十日

二十一日

二十二日

二十三日

二十四日

二十五日

二十六日

二十七日

二十八日

二十九日

三十日

三十一日

三十二日

三十三日

三十四日

三十五日

三十六日

三十七日

三十八日

三十九日

四十日

四十一日

四十二日

四十三日

四十四日

四十五日

四十六日

四十七日

四十八日

四十九日

五十日

五十一日

五十二日

五十三日

五十四日

五十五日

五十六日

五十七日

五十八日

五十九日

六十日

六十日